

令和8年度 グループホームときめき 事業計画

社会福祉法人みなと寮

1. 法人の理念

- (1) 利用者一人ひとりの人格・人権を尊重し、自立支援を旨として社会福祉の増進に努めます。
- (2) 利用者本位の立場に立ち、常に笑顔でサービス提供し、顧客満足を追求します。
- (3) 「福祉の情報発信源」「地域交流の場」として地域福祉の拠点となり、社会貢献に尽くします。

2. 法人の基本方針

- (1) 積極的な情報公開を行い、透明性のある運営を行います。
- (2) 法令遵守に徹し、個人情報保護に努めます。
- (3) 職員は常に目標・ビジョンを持ち、継続的に業務改善に真摯に取り組み、自己改革・自己実現を目指します。
- (4) 社会福祉法人としての専門性を生かし、常に「well being」を実践しつづけます。

3. 施設の基本方針

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、心身の特性を踏まえ、認知症状の緩和や重度化の予防に努めます。利用者が尊厳ある自立した日常生活を営むことができるようにご本人の意思・希望を受け止め、ご本人の状態にあわせて入浴、排泄、食事等の日常生活場面での支援や機能訓練等必要な援助を行います。

また、ご本人の意思及び人格を尊重し、常にご本人の立場に立ったサービスの提供に努めます。

4. 運営指針

法人理念・基本方針を基軸に、変化する社会福祉関連法などを正確に熟知し、適切なサービスを提供していきます。

- (1) 短期運営指針・数値目標

【経営】

安定的な経営基盤の確保のため、利用率 95%以上を目指し、サービスの質の向上と運営の健全化を図っていきます。施設会計については、会計監査法人による外部監査を実施し、透明性を確保しています。

【利用者サービス】

利用者の状態は1日の中でも変化し、課題や困難・不安を抱えながらもその人らしく生活してもらうために、小規

模の事業所であるという利点を活かし、家庭的な雰囲気の中で馴染みの関係を重視し、安心できる環境作りを行っていきます。利用者の状態によっては、環境に順応できずストレスになったり不安が続いたりすることもありますので、地域の協力医療機関とより密な連携を行っていきます。

【地域公益活動】

地域における関係者との連携の中で課題を発見し、地域における様々なニーズにきめ細かく柔軟に対応していくために、事業所が有する機能を最大限に提供していきます。

また、加入している町内会の地域ふれあい食事会を始めとする諸行事・地域活動協議会に参加し、利用者と一緒に地域清掃などの社会貢献活動等により地域との交流を深め、協力体制を構築できるように努めます。

【職員確保と育成】

法人本部と連携し福祉関係の大学や専門学校への訪問、各種求人媒体やホームページの活用等により職員を確保していきます。人材育成の目的は介護の質の向上であり、法人の理念・基本方針を理解し、事業所の使命・達成すべき個人の目標を的確に把握し、継続的に改善していくことのできる介護職員を育てます。組織の一員として日々成長を重ね、社会に貢献する社会福祉法人という存在を支える人材として職員の育成を図っていきます。

また介護現場にも介護ロボットや ICT 機器などを柔軟に取り入れ、業務の効率化と生産性の向上を図り、サービスの質の向上とともに職場環境の改善を行います。

【建物・設備】

事業所設備の耐用年数に留意し、事業所機能維持のための計画的な機器の改修・更新や建物の維持管理に努めます。

また、建物についてはホール等壁紙の張り替え、LEDへの電気設備の交換等のほか、改築も含めた資金の計画的積み立てを行っていきます。

【数値目標】

- ① 利用率 95%以上の維持による安定運営
- ② 身体拘束ゼロ宣言

(2) 中長期運営指針

利用者個々の状況において、その想いや希望・不安等は刻々と変化し、喜怒哀楽の感情をコントロールすることが困難なケースも多くみられています。利用者にとつ

で安心して生活できる環境づくりを行い、認知症ケアについての知識と技術を学び、専門的な認知症ケアを提供できるよう努めます。常に安定した運営ができるよう利用率の維持に努め、インターネット等による情報公開と情報発信を通じ、他者の視点からの意見を取り入れることで、常にサービス内容の見直しと改善を図っていきます。

5. 介護サービスの基本的な考え方

(1) 利用者満足度の追求・苦情への対応

認知症高齢者は病状や程度が個人によって異なり、出現する行動や心理症状も複雑・多様であり、日常生活動作能力・知的能力も異なります。また、その時々により理解力・判断力等も異なり、現れる症状の程度は時々刻々と変化します。このような認知症高齢者に対しては認知症高齢者の心の向き（何を望んでいるのか、どうしたいのか等）を可能な限り押し量り、ご本人の意思に沿った形でその方の生き方を援助していく事が基本になってきます。そのためにも、ご本人やご家族・関係者の希望やその方の生活歴・趣味嗜好などに基づいて介護計画を作成し、利用者個々に適したサービスを提供していきます。

また、事業所内に意見箱を設置し苦情や要望が出しやすい環境を整備します。また、年1回の利用者向け・家族様向けアンケート調査を実施し、ご意見ご要望を収集し、対応するとともに結果を公表します。

(2) 健康維持管理サービス

認知症高齢者は、生活において起床・洗面・更衣・入浴・排泄等の身につけていた生活習慣が失われていくことが多く、これらの能力を可能な限り維持していくことを目標としサービスを提供します。洗面や理・美容により身だしなみを整え、その人らしく生活することができるよう支援していきます。

また、起床時・毎食後に口腔清潔（歯みがき・義歯洗浄・うがい）を行うことにより、食物残渣物等を取り除き口腔内を清潔に保つと共に、口腔内や自歯・義歯に異常がないかを確認し、口腔機能の低下を予防します。

(3) 食事サービス

昼食及び夕食においては、委託給食業者（LEOC）と連携を取りながら食事サービスを提供しています。栄養及びカロリーの管理された食事を提供する事で、個人個人の健康維持と疾病予防に配慮していきます。食事提供の一連の流れの中でも一人一人が出来ること、食事の準備・後かたづけ等に主体的に関わっていただけるよ

うに働きかけていきます。

また、栄養のバランスを考えながら、利用者のニーズ・体調・ADL（過食・拒食・治療食・食材の大きさ、形態等）に対応し提供します。

(4) 余暇活動等

日常生活において特に日課等は設定せず、手作りおやつ・体操・買い物・レクリエーション・散歩・季節毎の室内装飾・書道・手工芸・園芸等の手先や体を動かすことや、施設外に出て自然とふれあう等現有能力を活かしていきます。

また、個別ケアの提供や、各種療法を学びながらレクリエーションに取り入れる事で、身体的・精神的な認知機能障害及び、行動・心理症状（BPSD）の予防や心の安定を図るようなプログラムも取り入れていきます。

(5) サービス向上

サービスの質向上にむけ、事業所内外の研修に積極的に参加していきます。研修項目として「認知症の研修、個人情報保護（プライバシーの保護）の研修、身体拘束排除のための研修、倫理・法令遵守（コンプライアンス）の研修、感染症及び食中毒予防に関する研修、人権研修等」を実施し、研修等で得た情報は、報告・伝達を確実に職員全員のものになるようにします。

また、サービスの質の向上のために毎年サービスの自己評価を実施し、介護サービス情報の公表（年1回）及び外部評価受審（2年に1回受審）の結果を積極的に公表し利用者やそのご家族等が今後、サービスを受ける際の情報として活用できるようにします。

(6) 人権重視のサービス提供（身体拘束ゼロ・虐待防止の推進）

高齢者に対する虐待は家庭や施設等で身近な問題として現実に存在します。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、誰もが直面する人権問題として捉えるとともに、特に介護に携わる専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位のケアを実践する立場として、この問題を十分に認識し、高齢者虐待の防止に積極的に取り組んでいきます。高齢者虐待防止を推進する上で、利用者の人権尊重・権利擁護の観点から、高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための担当者を定め、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を行っていきます。

身体拘束は利用者の自由な行動を制限するもので

あり、利用者の尊厳ある生活を阻むものでもありません。それゆえ、利用者の意思を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体拘束廃止に向けた意識を持って、利用者支援に努めます。身体拘束ゼロを目標に、担当者を定め、身体拘束の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を行っていきます。

6. 配置される職員体制について

(1) 求める職員像・適正人員体制

認知症ケアではその人を中心としたケア（パーソン・センタード・ケア）の重要性が指摘されています。介護の専門職が個人の尊厳を損なわず、個性を重視したケアを実践することを指しており、利用者の人権を守ることを基本とした当法人の基本理念に合致するものです。基本理念は、日々継続的に心にとどめつつ実践し、行動することで身につけていきます。

適正人員については「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（厚生省令第34号）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（厚生省令第36号）に定める内容を遵守します。

(2) 会議・委員会・研修

毎月の職員会議・ケース会議・職員研修等においてサービス内容の検討や改善、情報交換等をおこなうことで組織として統一された意識を持ち、よりよいサービスを提供していきます。

無資格の職員に対しては、認知症についての理解促進のため、『利用者主体の介護・認知症利用者の尊厳の保持』を実現していく観点から、認知症介護基礎研修を受講させます。さらに認知症介護実践者研修など、認知症に関する知識や支援方法を習得してもらい、利用者のご家族の生活の質の向上を図るため、支援の技術を高めていきます。

また、運営推進会議を隔月（年6回）で開催し、利用者及びそのご家族・関係者、地域包括支援センター職員、港区社会福祉協議会職員、地域住民代表2名、法人内事業所の施設長等職員が参加し、利用者への生活支援・サービス内容や事業所の運営等について建設的な意見交換を行っていきます。毎回広報誌「ときめきだより」を発行し、近況報告を行う等内容の充実を図っていきます。

(3) 法人内事業部・事業所間の連携

同一敷地内に法人内の介護保険事業所があり、居宅介護支援事業所・介護保険施設という、地域の高齢者に対するサービスを一体となってお利用頂くことが可能です。地域の高齢者が安心して過ごすための機能を持つ福祉サービスの拠点として、各施設・事業所が連携を強化し、ささいな事でも地域住民からの相談に乗り、穏やかに安心して過ごす事のできるコミュニティ作りに寄与します。

7. ハラスメント対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と、安心して働き続けられる労働環境が築けるよう、ハラスメントの防止に向け取り組みます。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員の他、取引先事業所の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的な話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を応じます。

8. 危機管理

(1) 事故防止等安全対策

利用者に重大な被害を及ぼす事態やそのおそれがある場合、利用者の生命や身体及び安全を守ることには徹します。また、サービスを提供するにあたり、事故報告書・ひやりはっと報告書を活用し、リスク事例の収集に努めるとともに、事故発生時においてその要因を分析し、速やかに改善策を講じていきます。

(2) 個人情報保護・情報管理の徹底

個人情報の取り扱いについては当法人で定める個人情報に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき関係法令を遵守します。利用に際し個人情報の種類、利用目的、利用方法、提供方法等を明確にし、契約時に十分な説明と同意を得ることで個人情報保護への積極的な取り組みを実行し、人権意識の向上を図っていきます。

(3) 業務継続計画（BCP）

自然災害発生によるライフラインの停止や、感染症がまん延した場合などを想定し、業務継続計画を策定します。突発的な事態にも施設業務を継続できるように備え、緊急時にも対応できるよう訓練（シミュレーション）の実施、計画の評価・改訂等を定期的に行います。

(4) 防災災害等緊急時の対応

毎月1日を防災の日と定めて防災設備・備品等の点検管理を行い、備蓄食料や物品を確保し定期チェックを行っていきます。

また、災害時の被害を最小限にとどめるため、通報連絡・避難誘導・消火の総合訓練や夜間想定訓練を定期的の実施し、消防機関の立ち会い訓練を年1回実施します。同一敷地内の愛港園、第2愛港園、港地域在宅サービスステーション、隣接する社宅との合同消防計画を策定し、相互に応援体制が取れるよう連携を強化していきます。また、人命尊重・安全防護のための教育を実施することで高い防災意識を身につけます。

(5) 感染症への対応

感染症の対策強化として、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、担当者を定め、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加えて訓練（シミュレーション）の実施をおこなっていきます。

感染症を施設に持ち込むことのないよう、常日頃より体調管理に努め、出勤時の検温・うがい・手洗い・消毒から業務中のマスクの着用、管内消毒など基本的な感染症予防対策を徹底し、予防及びまん延防止に取り組みます。新興感染症が発生した際に、協力医療機関と連携し入院受入れなどが即座に可能となる協力体制を構築します。また感染症の対応力を経験値として生かし、利用者が社会参加できる事業所を目指します。

(6) 防犯に関する対策

利用者にとって生活の場である福祉施設では、外部

からの不審者の侵入や施設内備品の盗難など防犯への対策も必須課題の一つです。施錠や巡回の強化を図り、万が一危害を加えるような第三者を発見した場合は、直ちに愛港園、第2愛港園、港地域在宅サービスステーション、隣接する社宅と連携を取り、警察への通報など適切な対処が行えるよう平常時より密に連絡を取り合っていきます。

令和8年度 グループホーム ときめき 行事計画

月	行 事	食事サービス	災 害 対 策
4 月	花見	特別献立 (お花見・昭和の日) 手作りおやつ	消防計画書策定 総合訓練 新任職員研修・防災機器の取り扱い説明・応急手 当講習 (救命処置・AED) 防災設備総合機器点検
5月	端午の節句	特別献立 (憲法記念日・母の日) おやつ(端午の節句)	防犯訓練 地震災害応急対策訓練
6月		特別献立(創立記念日・父の日) おやつ(創立記念日)	
7月	七夕	特別献立(七夕・土用の丑) 手作りおやつ	夜間想定防災訓練
8月	お盆(納涼会) お盆帰省、	特別献立 (納涼会)	合同消防訓練
9月	敬老祝賀会 地域敬老祝賀会	特別献立 (防災の日・敬老の日・秋分の日) おやつ(敬老の日)	防災月間
10月	ハロウィーン	特別献立 (ハロウィーン) 手作りおやつ	防災訓練 地震災害応急対策訓練
11月		特別献立 (文化の日)	総合訓練 秋季全国防災予防運動
12月	クリスマス会 餅つき 年末帰省支援	特別献立 (冬至・クリスマス・年越し) おやつ(冬至)	年末年始災害防止特別警戒
1月	年始帰省支援 新年祝賀会 初詣・書き初め	特別献立 (おせち料理・七草・小正月) おやつ(小正月)	年末年始災害防止特別警戒
2月	節分	特別献立 (節分・建国記念の日・聖パトリックデー) おやつ(パトリックデー)	地震災害応急対策訓練
3月	創立記念日 雛祭り	特別献立(雛祭り・おひつぎ・春分の日) おやつ(おひつぎ)	春季全国火災予防運動 合同防災訓練(消防署立ち会い)
定 例	誕生会(入居者誕生日) 地域ふれあい喫茶会(2月に1回) 運営推進会議(2ヶ月に1回)	バースデイケーキ (利用者お誕生日会) ティータイム	防災会議(年2回) 防災訓練(年2回) 防災自主点検(月1回)

令和8年度 グループホームときめき 研修計画

	研 修 内 容
4月	防災訓練（日中想定）① 個人情報保護とプライバシー保護について
5月	感染症予防対策について① 感染症訓練（机上訓練）① 感染症予防対策（BCP版）についての研修 感染症予防対策（BCP版）についての訓練
6月	事故の発生・予防再発防止に関する研修
7月	身体拘束廃止について①
8月	緊急時の対応に関する研修
9月	業務継続計画（BCP）の見直し 自然災害発生時（BCP版）についての研修 自然災害発生時（BCP版）についての訓練
10月	認知症ケアの基本 防災訓練（想定）②
11月	高齢者虐待における人権研修について① 感染症予防対策について②（実地訓練）
12月	身体拘束廃止について②
1月	介護職員に求められる倫理観について（人権研修）
2月	災害（地震など）予防研修について 災害訓練（シミュレーション）
3月	令和7年度事業計画について 高齢者虐待における人権研修について②